

3 施策の展開

基本目標1

誰もが健康で すこやかに暮らせるまち

< 施策分野 >

< 施策 >

1 健康づくり・スポーツ

- 1) 健康づくりの推進
- 2) 運動、身体活動で育む健康な生活と地域づくり
- 3) 体育施設などの整備・維持管理

2 疾病の予防・地域医療体制

- 1) 疾病等の予防
- 2) 医療提供体制の基盤づくり

3 社会保険制度

- 1) 社会保険制度の適正な運用

4 地域・生活福祉

- 1) 地域福祉の推進
- 2) 生活困窮世帯への支援

5 障がい者福祉

- 1) ふれあい、ささえ合いの地域づくり
- 2) 障がい者福祉をすすめるための体制づくり
- 3) 安心して暮らせる環境づくり
- 4) 就労支援と社会参加の促進

6 高齢者福祉

- 1) 高齢者の生きがいづくり
- 2) 就労支援と社会参加の促進
- 3) 安心して生活できる高齢社会

基本目標1

誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野1〉 健康づくり・スポーツ

現況と課題

自立した日常生活を送るために、生涯にわたって生活習慣病をはじめとする各種疾病予防や介護予防の取組がもとめられています。高齢期を迎える前から健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸の基礎づくりをするとともに、それぞれ個々の身体状況や生活状況に合った健康づくりの取組を支援する体制整備が必要です。また、栄養・食生活、身体活動・運動、休養等の生活習慣を改善することで、健康寿命を延ばし、介護が必要な状態になる時期を遅らせることも必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年7月に開催予定であった「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が延期となりました。また、その他の多くの競技スポーツの大会も見送られている状況です。スポーツに親しみ体を動かすことは、爽快感・達成感・仲間との連帯感、精神的な充足もはかられ、健康の保持増進に大きな効果を得られます。瑞穂町は、各種スポーツ事業、スポーツフェスティバル、総合体育大会、駅伝競走大会等、瑞穂町体育協会・瑞穂町スポーツ推進委員協議会などとの協働によって、さまざまな事業や大会を展開しています。多くの住民がスポーツを通じ、喜びを分かち合える機会を提供していくことが必要です。

町内における体育施設については、屋内・屋外ともに老朽化がすすんでいます。これまで同様、体育施設などの維持管理費用については、改修工事も含め増大していきます。今後、施設利用者のニーズを把握するとともに、運営を民間事業者に委託するなど、今後の施設運営について検討する必要があります。

10年後のめざす姿

住民が日常的に生活習慣の改善やスポーツ、運動、身体活動に取り組み、年齢・体力に見合った身体機能を維持することで、高齢期になっても自立して健康に暮らしています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和7年度目標値	令和12年度目標値
日常生活動作が自立している期間の平均 (要介護2以上：95%信頼区間)	男 77.9～80.7年 女 82.1～84.2年 (平成30年) [*]	東京都数値以上	東京都数値以上
日頃から身体活動（18歳以上の者で、 1回30分程度、週2回以上の運動）を 実行している人の割合	17.7% (令和元年度)	22.4%	27.1%
成人の週1日以上のスポーツ実施率	60.4% (平成29年度)	70%	75%

※参考 平成30年の東京都平均自立期間(要介護2以上) 男79.8～79.9年、女84.1～84.3年

施策

1 健康づくりの推進

住民それぞれが健康の維持・増進や身体の機能を維持するため、相談や専門家等の助言を受けられる体制づくりと健康づくりに自発的に取り組める環境を整え、健康への不安軽減や疾病予防につとめます。また、地域のさまざまな人や組織、活動と連携した健康づくりを推進します。

【主要な取組】

- 健康づくりのための相談機会の提供や生活習慣病予防事業等の継続
- 健康づくりに向けた地域の通いの場の拡大・活用
- 介護予防リーダーの育成
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

2 運動、身体活動で育む健康な生活と地域づくり

住民の年齢や身体状況、経験の有無などにかかわらず、誰もが楽しく参加しやすい健康・体力づくり・スポーツの機会の提供や、スポーツ環境の整備・維持管理を推進します。さらに、地域コミュニティの一翼を担う町内団体などによる生涯スポーツへの支援を促進します。

【主要な取組】

- 子ども、勤労世代、高齢者などの世代ごとや体力、身体状況に応じたスポーツ事業の開催
- 地域におけるスポーツ指導者などの人材育成
- 瑞穂町体育協会をはじめ、スポーツクラブや各種団体、地域コミュニティなどによる自主的なスポーツ活動などへの支援
- 地域で取り組む競技スポーツ活動への支援

3 体育施設などの整備・維持管理



重点

体育施設の維持管理を行うとともに、安全・安心な施設として快適に利用できるよう施設の環境整備につとめます。特に、中央体育館の北側東側斜面は、土砂災害警戒区域であることから、同じ場所での改築は考えにくく、利用者の安全を守るために、新たな機能を備えた体育館の新設を検討します。

【主要な取組】

- 新たな機能を備えた体育館の新設検討
- 民間事業者や地域との協働による施設運営方法の検討

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- スポーツ推進計画
- 生涯学習推進計画
- 公共施設等総合管理計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

公共施設や地域資源等において、地域の特性に応じたスポーツの実施を想定した管理を行い、柔軟な発想で運用していきます。

多くの住民が健康づくり、スポーツ活動を通じ、地域コミュニティの一翼を担えるよう支援します。

日常の施設の維持管理を適切に行い、常に安全に利用できるようつとめます。

基本目標1

誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野2〉 疾病の予防・地域医療体制

現況と課題

住民の健康寿命の延伸のため、各種健康診査や検診の受診と保健指導の実施による疾病の予防・早期発見がもとめられています。

国の指針にもとづき、がん対策は早期発見および早期治療が重要で、がんによる死亡率減少のために定期的な受診が必要です。瑞穂町のがん検診の受診率は、国が全国的に定める目標値に達していないため、受診の必要性や重要性などを周知する必要があります。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、手洗いやマスクの着用などの基本的な予防策の重要性和感染症対策における予防接種の必要性を認識させられることとなりました。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における医療提供と在宅医療の需要が高まることが想定されます。質の高い医療サービスが提供できる地域医療連携を一層充実させるため、公立福生病院を共同で設置している福生市・羽村市と協調していくことが重要です。また、地区医師会・歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、かかりつけ医・歯科医、薬局の定着と休日・夜間診療体制を維持することが必要です。さらに、瑞穂町の属する西多摩医療圏域は、国が示す医師偏在指標が医師少数地域とされている状況にあり、近隣市町村と連携した地域医療体制の確保が必要です。

10年後のめざす姿

休日・夜間診療をはじめ、一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療の病診連携体制が整うとともに、多くの住民が健康診査や検診を受診し、また、感染症予防行動が促され、疾病の予防につながっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和7年度目標値	令和12年度目標値
子どものかかりつけ医師を持つ3歳児の親の割合	72.4% (令和元年度)	77.1%	81.8%
胃がん検診受診率（男女計）	12.1% (平成30年度)	50%以上	50%以上
肺がん検診受診率（男女計）	8.9% (平成30年度)	50%以上	50%以上
大腸がん検診受診率（男女計）	32.6% (平成30年度)	50%以上	50%以上
乳がん検診受診率	18.6% (平成30年度)	50%以上	50%以上
子宮頸がん検診受診率	14.9% (平成30年度)	50%以上	50%以上

施策

1 疾病等の予防

疾病の予防と早期発見につながるよう健康診査や検診を実施します。また、感染症の発症を予防するための対策を推進します。

【主要な取組】

- 乳幼児期からのライフステージの段階に合わせた各年代の健康診査やがん検診等の実施
- 健康診査および検診受診率向上のための受診促進策の実施
- 予防接種をはじめとする感染症予防対策の適正かつ効率的な実施

2 医療提供体制の基盤づくり

人口構造の変化による医療需要の質・量と西多摩医療圏域における地域医療構想の議論をふまえ、医師・歯科医師の診療を受けやすい環境を整えます。

【主要な取組】

- かかりつけ医・歯科医、薬局の定着のための啓発
- 地区医師会との連携による、休日および休日準夜医療体制の維持、公立福生病院との病診連携体制の充実
- 公立福生病院における質の高い医療サービスの提供を維持するため、福生市および羽村市との連携強化

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 特定健康診査等実施計画
- 新型インフルエンザ等対策行動計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

かかりつけ医の定着や病診連携を充実させ、住民が安心して医療サービスを受けられるよう、環境整備につとめます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

感染症および大規模災害の対応に備えて、広域での医療提供体制をつくります。

基本目標1

誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野3〉 社会保険制度

現況と課題

人口構造の高齢化、生活習慣病など慢性疾患の増加、先進医療技術の向上による医療費の増加傾向は続き、国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあります。平成30年度から、国民健康保険制度は都道府県と区市町村が共同で運営することになりましたが、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上推進など、効果的な事業を引き続きすすめ、安定的で持続可能な医療保険制度を維持することが必要です。

主に75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度についても、高齢者人口の増加に伴い医療費は年々増加の一途をたどっています。これまでと同様、東京都後期高齢者医療広域連合と連携・協力し、事業を安定運用することがもとめられています。

また、高齢者人口が増え続けていることに影響し、要支援・要介護認定者数が増えています。そのため、介護保険制度で提供する介護サービス量、給付費についても年々増加しています。制度を維持するためにも、適切な保険料の設定、給付費の適正化、介護基盤の充実といった制度の安定につとめ、取組を推進する必要があります。

10年後のめざす姿

社会保険制度が安定して運用され、それぞれの制度の加入者が必要になった時に、適切なサービスを受けることができます。

施策

1 社会保険制度の適正な運用

国民健康保険制度は、適正な事務を行い、制度の安定的な運営をはかります。また、加入者の生活習慣病の発見や予防、医療費の適正化につとめます。

後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合や国・東京都などと連携し、安定した医療保険制度の運営につとめます。

介護保険制度は、中長期的な視点を持って制度の運営を行い、サービス提供体制の整備や介護人材の確保に向けた取組を推進します。

国所掌業務である国民年金制度は、制度改正に注視し、正確な情報を収集するとともに、住民にわかりやすく制度の情報を周知していきます。

【主要な取組】

- 国民健康保険の財政運営、適正な事務の執行
- 保険税・保険料の収納率向上の取組推進
- 特定健康診査・特定保健指導および、医療費適正化の推進
- 東京都後期高齢者医療広域連合と連携した、適正な事務の執行
- 介護保険サービスの円滑な運営
- 介護保険給付適正化の推進
- 介護人材確保の取組の推進

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 特定健康診査等実施計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

さまざまな制度の安定的な運用につとめます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

基本目標1

誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野4〉 地域・生活福祉

現況と課題

地域福祉は行政だけではなく、地域福祉団体の活動への支援の必要性が指摘されています。多くの住民が住み慣れた地域で、その人らしく自立した豊かな生活を送るためには、社会福祉協議会をはじめ地域福祉団体などと行政が連携して施策を展開することが必要です。さらに、地域福祉活動を効果的・効率的に展開するには、地域活動の担い手となる、福祉ボランティアなどの人材発掘と確保が必要です。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、既存の制度やサービスの利用を推進するほかに、社会的孤立や孤独、貧困、要援護、虐待などの地域におけるさまざまな課題の解決や深刻化を防がなければなりません。自助・互助・共助・公助による地域全体でささえ合っていく「地域共生社会」の仕組みを構築していくことがもとめられています。

10年後のめざす姿

地域でのゆるやかな見守り、ささえ合いがあって、困ったときに相談や必要な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和7年度目標値	令和12年度目標値
近所との付き合いをほとんどしていない人の割合	18.2% (令和元年度)	17.0%	15.1%
町内で福祉ボランティア活動や助け合い活動を活動している人の数	2.1% (令和元年度)	3%	5%

施策

1 地域福祉の推進

重点 民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会、町内会・自治会、社会福祉協議会、福祉関係事業者、ボランティア団体、NPO等、地域の関係者との連携を強化し、地域でさまざまな福祉に関する課題へ対応する体制の充実・強化を推進します。

地域福祉活動や地域での住民同士との交流などを通じて、地域福祉の担い手の発掘と育成につとめ、地域福祉活動を支援します。

認知症や障がいなどにより意思表示能力の低下した高齢者や障がい者が、地域で自立したその人らしい生活を送ることができるよう、相談業務の充実をはかります。

【主要な取組】

- 地域で活動する多様な団体などとの連携体制の強化
- 権利擁護センターみずほを核とした高齢者や障がい者などの自立支援
- 住民が地域福祉活動にかかわるきっかけの場づくり
- 地域における多世代間交流事業の推進



多世代間交流事業 おひさまキッチン

2 生活困窮世帯への支援

- ✔ **重点** 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所などの関係機関との連携を強化し、相談体制や課題解決に向けた支援体制の充実をはかります。

【主要な取組】

- 生活困窮世帯に対する相談業務の充実

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

地域で困っている人に寄り添い、困りごとの解決に向けて取り組む仕組みを形成します。

基本目標1

誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野5〉 障がい者福祉

現況と課題

地域共生社会を実現するためには、障がいのある人もない人も、地域に住む全ての人がつながり、社会の構成員としてささえ合うことが重要です。また、障がい者福祉を充実させるためには、住民の障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人やその家族のニーズに対応した自立、社会参加に向けた支援を充実させていく必要があります。そのために、障がいのある人とない人が交流できる機会や場の提供、福祉情報の発信、社会参加の促進などを通じた共生社会の実現がもとめられています。

障がいのある人や障がい者団体、関係機関、行政などの連携・協働を緊密にしていくためには、体制や仕組みの整備、障がい福祉に携わる人材の育成が必要です。

10年後のめざす姿

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、障がいのない人と同じ社会の一員として、多種多様な社会参加が行われています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和7年度目標値	令和12年度目標値
一般相談支援事業所実利用件数	1,133件 (令和元年度)	1,150件	1,170件
就労支援センター登録者数	135人 (令和元年度末日時点)	150人	165人

施策

1 ふれあい、ささえ合いの地域づくり

- 重点** 障がいのある人やその家族の孤立を防ぐため、地域における交流や付き合いを深める環境づくりにつとめるとともに、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の充実をはかります。

【主要な取組】

- 障害福祉サービスの利用促進
- 地域生活支援事業の充実
- 障がい者支援に関する情報提供の充実

2 障がい者福祉をすすめるための体制づくり

障がいのある人のニーズに対応できる質の高い専門家の育成や、地域での福祉活動の担い手の育成および担い手による活動支援を行います。

関係機関と連携しながら障がいのある人が、自立したその人らしい生活を送るために、身近に相談できる体制のさらなる充実をはかり、権利擁護センターみずほと協働で支援を行います。

【主要な取組】

- 権利擁護センターみずほを核とした身近な相談体制の充実
- ボランティアセンターみずほと連携した地域福祉の担い手の育成

3 安心して暮らせる環境づくり

障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが使いやすい施設の整備など、すべての人を対象にしたユニバーサルデザインのまちづくりを普及、促進します。

判断能力が十分でない障がい者が、地域で安心して生活するための支援の充実や、地域防災計画にもとづいた災害時の避難体制の充実など、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

【主要な取組】

- 成年後見制度の周知
- 公共施設におけるユニバーサルデザインのさらなる推進
- 避難行動要支援者名簿の作成と災害時における安否確認などの支援

4 就労支援と社会参加の促進

障がいのある人がより多く就労できるよう、障害者就労支援センターをはじめ、ハローワークとの連携や、就労情報や職業訓練の場の提供などにより、自立や生活安定に向けた支援を推進するとともに、福祉と雇用の連携による就労支援の体制強化につとめます。

町内の障がい者福祉関連施設として、精神障害者共同作業所「ころぼっくる」と福祉作業所「さくら」の円滑な運営につとめ、障がいのある人の特性を活かした就労支援につなげていきます。

【主要な取組】

- 障がい者福祉関連施設や障害者就労支援センター、ハローワーク等との連携による障がい者の就労支援
- 障がい者福祉団体との協働による各種催し物の開催

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 地域防災計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

障害福祉サービスの利用や関係機関との連携、地域との協働によって、障がいのある人がその人らしい生活を送れるよう体制づくりにつとめます。

基本目標1

誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野6〉 高齢者福祉

現況と課題

瑞穂町の高齢化率は、令和2年10月現在、29.3%です。国では人生100年時代という長い人生の時間をより充実したものにするため「ニッポン一億総活躍プラン」の実現をめざしています。一人ひとりが、その個性や能力を最大限に伸ばし、自らの希望や意思にもとづいて、人生を選択していけることが重要とされています。

瑞穂町では、高齢者支援センターを2か所設置し生活をより豊かにするため、地域包括ケアシステムのさらなる推進をめざしています。高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活のさらなる支援が必要です。

また、高齢者の居場所づくりとして、地域のボランティア組織で運営する「寄り合いハウスいこい」では高齢者だけではなく、貴重な地域住民の「居場所」となっています。さらに、ほかにも社会福祉協議会が主体となったボランティアによる地区ごとのサロンや、シルバーまちかど(ふらっとまちかど)、高齢者福祉センター「寿楽」での各種教室や高齢者の自主活動が行われています。今後も、高齢者の生きがいとなる活動や地域コミュニティとの交流、就業や社会活動への参加を支援することがもめられるとともに、地域共生社会の実現に向け高齢者をささえる環境づくりが重要です。

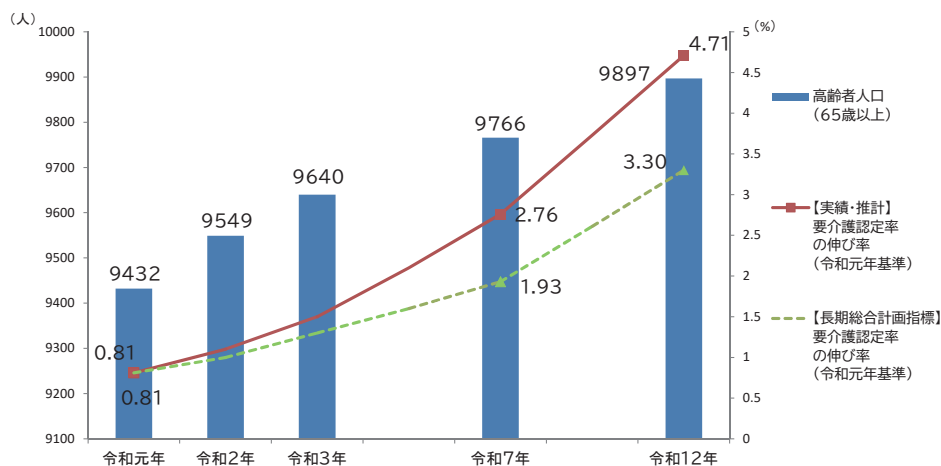
10年後のめざす姿

誰もがその有する能力に応じ、自分らしい生活を送るとともに、住み慣れた地域で生活を継続し、必要に応じた包括的なサービスが行き届いています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和7年度目標値	令和12年度目標値
要介護認定率の伸び率 (65歳以上)	0.81%増 (令和元年度)	2.76%増→ 1.93%増*	4.71%増→ 3.30%増*
通いの場の数	11か所(令和元年度)	50か所	60か所

※ 介護予防施策を実施しない場合の令和7年度(令和12年度)の伸び率推計値は2.76%増(4.71%増)、それを1.93%増(3.30%増)の伸び率に抑え、緩やかにする目標値



※資料 高齢者人口…(令和2年まで)瑞穂町住民基本台帳(10月1日現在)実績値 (令和3年以降)瑞穂町推計値
要介護認定率の伸び率…令和元年については実績値 令和7、12年は瑞穂町推計値

高齢者人口と要介護認定率の伸び率

施策

1 高齢者の生きがいづくり



重点

高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域貢献活動を支援すると同時に、地域活動の担い手育成を社会福祉協議会との協働ですすすめます。

また、高齢者自身が自主的に生きがい活動を行い、交流ができるよう体制の充実につとめ、介護予防の促進につなげます。

【主要な取組】

- 介護予防リーダー養成(再掲)
- 通いの場の体制整備

2 就労支援と社会参加の促進

高齢者の知識と経験を活かした地域のリーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、ハローワークや町内の事業所、シルバー人材センターなどと連携し、働くことの喜びが感じとれる社会形成につとめます。

【主要な取組】

- シルバー人材センターの機能強化支援
- 生活支援ヘルパー養成研修等の開催

3 安心して生活できる高齢社会

地域での高齢者の見守り、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の分野におけるサービスを包括的に提供する地域包括ケアシステムについて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるように充実させます。また、地域防災計画にもとづいた災害時における避難体制の充実など、高齢者が安心して生活できるまちづくりをすすめます。

認知症の早期発見・早期診断を促進し、必要に応じた医療・介護との連携など、認知症高齢者に対する施策を推進するとともに、住民に対して、認知症についての理解を深めていきます。

【主要な取組】

- 高齢者見守り事業の推進
- 認知症に関する正しい知識の普及・啓発
- 高齢者支援センターを核とした、包括的なサービス提供体制の強化
- 介護サービス提供事業者の誘致
- 避難行動要支援者名簿の作成と災害時における安否確認などの支援(再掲)

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

通いの場が充実し、高齢者の地域貢献活動を支援するとともに、地域でささえ合えるまちづくりにつとめます。また、地域のリーダーとして元気な高齢者が活躍できるよう、支援につとめます。